1．策定の経過

■平成 29（2017）年度

月　日	事　項
7月 25 日	第四次西東京市地域福祉活動計画　第１回策定委員会
9月 19 日～ 10 月 24 日	市民アンケート調査の実施
10 月 24 日	第四次西東京市地域福祉活動計画　第２回策定委員会
11 月6日～ 11 月 27 日	地域福祉に関するアンケート調査
12 月 12 日	第四次西東京市地域福祉活動計画　第３回策定委員会
1月 16 日～ 2月2日	地区懇談会
1月 29 日	保健、医療、福祉関係者懇談会
2月 16 日	地区懇談会発表会
2月 26 日	第四次西東京市地域福祉活動計画　第４回策定委員会

■平成 30（2018）年度

月　日	事　項
4月 24 日	第四次西東京市地域福祉活動計画　第５回策定委員会
6月５日	第四次西東京市地域福祉活動計画　第６回策定委員会
7月 31 日	第四次西東京市地域福祉活動計画　第７回策定委員会
8月 28 日	第四次西東京市地域福祉活動計画　第８回策定委員会
9月 25 日	第四次西東京市地域福祉活動計画　第９回策定委員会
10 月 23 日	第四次西東京市地域福祉活動計画　第 10 回策定委員会
11 月 20 日	第四次西東京市地域福祉活動計画　第 11 回策定委員会
12 月 10 日	理事会・評議員会勉強会
12 月 11 日～ 1月８日	パブリックコメントの実施
1月 29 日	第四次西東京市地域福祉活動計画　第 12 回策定委員会

▼第四次地域福祉活動計画パブリックコメント（PDF：163KB）
※サイトへの接続、利用には、パケット通信料が発生します。
http://www.n-csw.or.jp/files/9315/4953/0483/2019nishitokyocity-katsukei-comments.pdf

２．社会福祉法人西東京市社会福祉協議会　地域福祉活動計画策定委員会設置規則

（目　的）

第１条　西東京市における地域福祉活動計画を策定することを目的に、社会福祉法人西東京市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第34条の規定に基づき、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の構成）

第２条　委員会は、次の各号の者をもって25名以内で構成し、委員は本会会長が委嘱する。

(1)　当事者
(2)　社会福祉施設
(3)　社会福祉関係団体
(4)　ＮＰＯ法人
(5)　学識経験者
(6)　関係行政機関
(7)　本会役員
(8)　その他関心のある個人、団体

（委員の任期）

第３条　委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長１名及び副委員長１名を置き、委員の互選により選出する。

２　委員長は会務を総括し、会議の議長になる。

３　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会　議）

第５条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

４　委員会には小委員会を置くことができる。小委員会についての必要な事項は、委員会において定める。

（報　酬）

第６条　学識経験者等には必要に応じて報酬を支払うものとし、報酬額は別に定める。

（事務局）

第７条　委員会の事務局は、本会総務課に置く。

（雑　則）

第８条　委員会が必要と認めたときは、関係者の出席を求めることができる。ただし、この場合の出席者の議決権は認められない。

２　地域福祉活動計画の策定について共同作業する本会職員、および東京都社会福祉協議会職員は、委員会にオブザーバーとして参加することができる。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１６年５月２４日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この規則の施行期日前までに、社会福祉法人西東京市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附　則

この規則の改正条項は、平成１６年１０月１８日から施行し、平成１６年１１月１日から適用する。

附　則

この規則の改正条項は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規則の改正条項は、平成２９年７月１９日から施行する。

第四次西東京市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

No.	氏名	選出母体	選出区分	備考
1	小林明美	社会福祉法人 睦月会 西東京市社会福祉法人連絡会	社会福祉施設	
2	中村眞弓	西原町地域包括支援センター	社会福祉関係団体	
3	多田尚子	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	社会福祉関係団体	
4	小松真弓	特定非営利活動法人 子どもアミーゴ西東京 第三次西東京市地域福祉活動計画 情報部会	NPO法人	平成30年3月31日まで
5	岸田久恵	特定非営利活動法人 猫の足あと		平成30年4月1日から
6	熊田博喜	学校法人 武蔵野大学	学識経験者	委員長
7	坂口和隆	特定非営利活動法人 日本NPOセンター		副委員長
8	伊田昌行	西東京市健康福祉部生活福祉課	関係行政機関	
9	横山桂樹	西東京市健康福祉部高齢者支援課		
10	海老澤栄	社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会 理事 民生委員児童委員協議会	本会役員	
11	三輪秀民	社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会 評議員 第三次西東京市地域福祉活動計画 居場所づくり部会	その他関心のある個人、団体	
12	鈴木みどり	かたらいの場“チャオ！” ほっとネット推進員		
13	伊東諒介	武蔵野大学（学生） 第三次西東京市地域福祉活動計画 情報部会		
14	藤島マサ子	ふれまち住民懇談会世話人		

（敬称略）

選出母体：第四次西東京市地域福祉活動計画策定委員会就任時

■委員からのひとこと

本計画の策定に携わった委員の、計画策定、及び今後の西東京市の地域福祉に対する想いをご紹介します。（敬称略）

●小林明美

障害者施設に席をおく私は、社会福祉法人で組織される法人連絡会の地域公益活動を考えている時に策定委員をお受けし勉強になりました。「西東京市スタイル」を議論する中で私たちの役割、連携・協働が今まで以上に明確になりました。

●中村眞弓

「地域福祉活動計画」は地域包括支援センターにとっても大切な計画であり、策定委員会にぜひ参加したく手を挙げました。意見交換が活発で勉強となる会議でした。地域と協働し、信頼できるセンターとなるよう努力いたします。

●多田尚子

2年間に渡るハードな委員会でしたが、委員全員が活発に意見を出し合ったことで、「西東京らしい」計画が出来上がったのではないかと思います。今後、計画が着実に推進され、5年後に目標とした西東京市の姿になっていることを期待します。

●岸田久恵

計画の検討がそのまま自身の学びとなりました。地域にはさまざまな人がいて、場があって、仕組みができていました。知ること、つながることから共生社会の展望が見えてきました。実効あるものにしていきましょう。

●熊田博喜

第二次･第三次、そして第四次と3期に渡って活動計画の策定に関わらせて頂きました。第二次では地域福祉コーディネーターの提案、第三次では住民主体の活動計画の策定に取り組みましたが、第四次は委員の闊達な議論を得て「西東京市スタイル」の提案という第二次･第三次の取り組みの集大成的な内容となっています。「ふれまち」「生活支援コーディネーター（ささえあい）」そして「地域福祉コーディネーター（ほっとネット）」はこれまで西東京市の住民主体の取り組みとして大切に育まれた西東京市を代表する実践です。これに「生活サポート相談窓口（自立相談支援事業）」が加わった「西東京市スタイル」は、「我が事･丸ごと地域共生社会」を西東京市に実現するための新たな仕組みです。これからの5年間で「西東京市スタイル」というローカルな実践が、これまた今期の計画で提案した“SDGs”というグローバルな実践に繋がるように住民の皆様の協力を得て実現していきたいと存じます。まずは計画が完成したことを喜ぶと共に、改めて委員の皆様にお礼申し上げます。

●坂口和隆

これまで社会福祉協議会にはさまざまな立場で関わってきましたが活動計画の策定に参加したのは初めてです。新たな国の方針である「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現に向けて、これまで社協が培ってきた「地域ぐるみの福祉」をより一層進めるほか、全世界の共通目標であるSDGs（持続可能な開発目標）について触れるなど新たな試みも施しました。5年後の地域のありようを計画通りにできるかどうか、私自身を含めすべての関係者が「我が事」化できるかどうかにかかっていると思います。

●伊田昌行
　第四次地域福祉活動計画は、西東京市の第4期地域福祉計画同様、市の目指す地域共生社会の姿を共有し、相互に連携を図りながら実行するものと考えております。共にがんばりましょう。

●横山桂樹
　西東京市社会福祉協議会では、以前よりふれまち住民懇談会を中心に進め、地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーター等、市受託事業を行う中で、地域課題の対応を行ってきました。キーワードである「我が事・丸ごと」や「地域共生社会」を念頭に、策定委員会で議論された、「西東京市スタイル」という新たな取り組みに向けて、市民が安心して暮らせるまち、地域づくりを目指していただきたいと考えます。

●海老澤栄
　民生委員・児童委員として、また社協の理事としての立場からこの委員会に参加させていただきました。委員全員が熱い想いを持って本音で話し合い、ようやく「地域福祉活動計画」が出来上がりました。委員会の中で、地域のつながりや助け合いが地域福祉の向上にいかに大切かを改めて学ばせていただきました。この計画の実現に向けて私達民生委員・児童委員は今まで以上に社協と連携を密にして出来る限り協力させていただきたいと思っています。

●三輪秀民
　本計画には2つの大きな特徴があります。1つ目は、「我が事・丸ごと」「西東京市スタイル」「SDGs」などの最新のコンセプトが盛り込まれていること、2つ目は、社協のリーダーシップが全面に出ていることです。それだけに、市民・住民の理解と支持を得られるように情報発信をしたいですね。

●鈴木みどり
　大役に戸惑いながらもお引き受けした私でしたが、作り上げて行くこの過程を体験できた事を心より感謝申し上げたいと思います。そして 1 人でも多くの方々が目を通し、関心を持ち、出来る事から始めようと思ってくださることを願うばかりです。

●伊東諒介
　策定委員の中で唯一の学生ということで当初は緊張しましたが、会議には忌憚ない意見を交わせる温かい雰囲気がありました。西東京市に住む方々が生活の中で何を望まれているか、以前よりも身近に想像できるようになったと感じています。

●藤島マサ子
　自分のこの身全てを地域活動へ捧げるのが私の基本的精神です。この地に8年前に居住し、ボランティア・地域を根こそぎ知りたいと願い、市・社協に身を投じ、そして策定委員会で「地域づくり」を勉強し模索し、今、光が見え始めました。残り最後の力をふり絞ってゴー。

３．用語解説

あ行

あいあいサービス

高齢や産前産後等で、手助けを必要とし援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（協力会員）が会員となり、家事や通院・外出の付き添い等のサービスを提供するもので、西東京市社会福祉協議会の実施する社協会員相互の有償家事援助サービスの名称。

アウトリーチ

英語で「手を伸ばす」という意味であり、社会福祉等を担う機関の職権によりその機関に所属する福祉等の専門職が潜在的な利用希望者に手を差し伸べ、サービス等の利用を実現させるような積極的な支援を行うこと。

アクションプラン

政策や改革を実現するための、具体的な施策。

アセスメント

利用者に関する情報を収集・分析し、自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握すること。

居場所

安心でき、自己存在感や充実感を感じられる場所のこと。

ＳＮＳ

Social(社会的)な Network(組織)を築くサービスで、参加者がインターネット上で互いに情報交換したりコミュニケーションをとることができるもの。

ＳＤＧｓ

2015 年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

か行

権利擁護

認知症や障がい等で、判断能力が不十分な人がその権利を侵害されることのないよう、本人やその家族などからの生活上の悩みや困りごとに対して相談を受け、支援を行うこと。

コーディネート機能

日常生活のニーズ調査等により、地域住民や地域社会の課題と地域資源の状況を把握した上で、その課題を解決するために関係機関や支援者につなげたり、制度やサービスの利用をするための調整を行うこと。

さ行

ささえあいネットワーク

高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、地域の住民（ささえあい協力員・訪問協力員）、事業所（ささえあい協力団体）、民生委員や地域包括支援センター及び市（高齢者支援課）が相互に連携し合う仕組み。ささえあい協力員及び協力団体は日頃の生活や業務の中で可能な範囲で見守り活動を行い、見守りの中で異変に気付いたら関係機関へつなぐ。ささえあい訪問協力員は、ささえあい訪問サービスの利用者宅を訪問して玄関先でお話しをうかがったり、新聞受けや郵便受け、照明の点灯などから定期的に安否の確認を行う。

サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へ広がる可能性ももった活動。

市民協働推進センターゆめこらぼ

市民活動や協働によるまちづくりの拠点として、市民活動を幅広くサポートし、さまざまな協働の形を生み出していくことを目的として設立されたセンター。

事務事業評価

各活動の目的を明確にしながらその成果を自ら検証し、評価する仕組みのこと。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人のこと。

小地域

隣近所等の身近な範囲の地域。顔の見える交流ができる範囲。

情報セキュリティポリシー

組織における情報セキュリティ対策の方針や行動指針を示したもの。西東京市社協では、「情報セキュリティ基本方針」と「情報セキュリティ対策規則(基準)」を総合したものをいう。

スーパーバイザー

現任教育・研修の際の熟練した指導者をいう。福祉分野においては、社会福祉施設や社会福祉機関において、ケースを持っている援助者に対してケースの援助のあり方等をより具体的に指導していく者をいう。

生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

生活サポート相談窓口

経済的または生活していくうえでのさまざまな問題を抱えている方に対し、相談員がどのような支援が必要かを一緒に考え、ご本人同意のうえ具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う窓口のこと。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制を整備するため、地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のこと。生活支援コーディネーターは、日常生活圏域ニーズ調査や地域包括ケア会議などを通して、地域の高齢者のニーズと地域資源の状況把握に加えて ①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ②地縁組織など多様な主体への協力依頼などの働きかけ ③関係者のネットワーク化 ④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能） ⑥ニーズとサービスのマッチング等を行う。

制度の狭間

既存の制度からは抜け落ちてしまう問題を抱えていること。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度。西東京市社協では「社会貢献型後見人（市民後見人）」の育成に向けて東京都で取り組む後見人等候補者養成事業に基づき、講習会や実習により後見人に就任するための研修を行っている。また「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人に代わって財産管理や身上保護等を行う。その他、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上保護等を自分の信頼する人に希望どおりに行ってもらえるよう、あらかじめ契約しておくことができる「任意後見制度」もある。

た行

多職種連携（協働）

異なる専門性を持った職種が集まり、共有した目標に向けてともに働くこと。さまざまな立場の視点を生かし、意見交換しながら個人に対しよりよいケアを追求する。

ダブルケア

育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受ける状況のこと。近年、晩婚化・晩産化等を背景に社会問題として指摘されている。

地域活動拠点

地域の方々が顔見知りとなり、自然にふれあう暖かな地域づくりの実現を目指した西東京市社協が運営する活動場所のこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域協力ネットワーク

各地域で活動しているさまざまな団体や地域住民が「連携」「協力」し合い、まちづくりのために活動するネットワークの住民自治組織のこと。

地域公益活動

すべての社会福祉法人に対し、社会福祉法（第 24 条第 2 項）に基づき課されている責務で、「社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と示されている。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

地域福祉

支援する人も支援される人も、地域で一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、行政や関係機関・団体、サービス提供事業者、市民等が協力して「暮らしやすい地域づくり」を進めること。

地域福祉コーディネーター

地域の課題や困りごとを地域住民と一緒に解決する調整役のことで、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格をもち、地域福祉活動に従事した経験をもつ専門家が担当している。

地域包括ケアシステム

厚生労働省が構築に向けて推進する地域の包括的な支援・サービス提供体制のことで、団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができることを目指している。

な行

西東京市社会福祉法人連絡会

西東京市内で事業運営をしている社会福祉法人の連絡会のこと。「住みやすい　安心して暮らせる地域のために新たな一歩を」のスローガンのもとに、各法人の専門性を活かし、これまで以上に社会福祉法人同士のつながりを深め、地域住民と共に地域づくりを進めている。

西東京市地域サポート「りんく」

主に高齢者の生活を支援する担い手となる市民に協力を依頼したり、学習やイベントなどを通じて活動が始められる機会をつくる。また、地域に新たなサービスや仕組みが必要になれば、市民や地域で活動している団体・NPO 法人、医療や福祉の関係機関と一緒に考え、協力し合いながらつくり出すことにも取り組む。

日常生活自立支援事業

物忘れや認知症状のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者等が適切に福祉サービスを利用できるようにするための手続きや支払いのための支援を行う。

は行

はなバス

西東京市において、既存のバスサービスではカバーしきれないニーズに対応する新たなバスシステムで、公共交通空白地域を中心に運行するもの。

バリアフリー

バリア（障壁）をフリー（解消）にすることで、高齢者・障がい者等の人々が生活しやすい環境に整備しようという考え。バリアには、段差などの具体的な障壁だけでなく、制度や差別意識など幅広い概念を含む。

ファミリー・サポート・センター

地域において、援助を受けたい方（ファミリー会員）と援助を行いたい方（サポート会員）が会員となり、小学校６年生までの子どもを預かり行うことで相互に助け合う会員組織。

フェイスブック

米フェイスブック社の提供するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）。

プラットフォーム

本書においては、モノあるいはサービスの利用者と、その提供者をつなぐ基盤といった意味で使われる。

ふれあいのまちづくり

西東京市社協が進めている、小学校通学区域を中心に住民懇談会等の地域に即した活動を行うもの。住民自らが地域にある生活課題を見つけ、解決していく取り組み。

ほっとするまちネットワークシステム

西東京市独自の取り組みで、西東京市民の誰もが住んでいてほっとできる地域になるよう、市民や地域の活動団体、ほっとネット推進員等さまざまな人やサービス、機関を地域福祉コーディネーターがつなぎ、地域の課題を解決していくためのネットワークのことをいう。

ほっとネット推進員

地域の課題を発見し、地域福祉コーディネーターへつなぎ、解決のために協力する市民のことで、登録研修を受けた方ならどなたでもなることができる。これらの地域の中での活動以外に、情報紙づくりや地域での居場所づくりなどにも取り組んでいる。

ボランティア・市民活動センター

西東京市内を中心として、市民が自主的に取り組む『地域づくり活動』、『ボランティア活動』等、公益的な市民活動を行っている、あるいは行おうとしている団体や個人等をつなぐ橋渡しを中心に行っている。また、ボランティア活動や市民活動の輪を広げ、活動に関する相談を受けたり、さらに活動が活発になるよう講習会の開催等の支援を行うことを目的としている。

ま行

民生委員・児童委員

「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティア。地域の相談相手として、暮らしの支援、高齢者・障がい者の支援を行う。行政機関と協働し、問題が起こったときは速やかに連絡を取り合うなど、地域のパイプ役として活動している。

寄り添い支援

生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々に対して、いつでも、相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や支援を実施して具体的な問題解決につなげること。

４．データ集

（１）関連計画の動向

○西東京市関係計画

①西東京市第２次総合計画

西東京市第２次総合計画（基本構想・基本計画）は、西東京市におけるこれからの 10 年のまちづくりを進めるための基本的な方向性を示すものとして、平成 16（2004）年３月に策定した第１次基本構想の理念や施策を踏まえつつ、今後 10 年の西東京市のめざすべき将来像を描き、まちづくりをさらに一歩前へ進めるために策定し、以下の各計画の最上位計画と位置づけられています。

基本計画の期間は、基本構想に基づき、平成 26（2014）年度から 2023 年度までの 10 年間となっています。

②第４期西東京市地域福祉計画

市では、平成 12（2000）年の社会福祉法改正を受け、平成 16（2004）年３月に第１期となる「西東京市地域福祉計画」を策定し、平成 21（2009）年３月には「第２期西東京市地域福祉計画」、平成 26（2014）年３月には「第３期西東京市地域福祉計画」を策定し、「地域でふれあい　支え合う　心のかようまち　西東京」の実現に向けて取り組んできました。

平成 31（2019）年３月には、これまでの活動をさらに発展的に進めていき、かつ新たな課題への対応を行っていくために、第３期計画を踏まえ、「第４期西東京市地域福祉計画」を策定しました。

この計画は、これまでの基本理念を引き継ぐとともに、西東京市版地域共生社会の実現をめざしています。西東京市版地域共生社会とは、市に住み・活動するすべての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支え合いながら活躍できる社会のことです。

地域においては、一人ひとりが地域で起こる問題を「我が事」として捉え、地域の人々の困りごとに気づき、世代や分野を超えて地域の人たちや地域の資源が「丸ごと」つながる取り組みを通して、地域住民で解決したり、適切な支援につなげる仕組みをつくります。

また、行政をはじめ各専門機関では、あらゆる分野、あらゆる機関が連携し、包括的・専門的な支援を行う体制をつくり、地域の活動を支えていきます。

③西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいをもって暮らせる地域を実現するとともに、高齢者を取り巻くさまざまな課題に的確に対応するため、市が目指す基本的な目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、西東京市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が策定されました。

第７期西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成 30（2018）年度から 2020 年度を計画期間とし、これまでの施策の実施状況や新たな課題等を踏まえるとともに、今後の西東京市の超高齢社会の姿も視野に入れ、策定されるものです。

④西東京市障害者基本計画、西東京市障害福祉計画・西東京市障害児福祉計画

西東京市障害者基本計画は、平成 26（2014）年度から 2023 年度を計画期間とし、障害者基本法第 11 条に規定される市町村障害者計画として、障がいのある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めています。

第５期西東京市障害福祉計画・第１期西東京市障害児福祉計画は、平成 30（2018）年度から 2020 年度を計画期間としています。この計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定される西東京市の「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」であるとともに、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により新たに策定が義務付けられた、児童福祉法第 33 条第 20 項に規定される西東京市の「障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画」と位置づけられています。

⑤西東京市子育ち・子育てワイワイプラン

近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援するための指針として、平成 27（2015）年度に「西東京市子育ち・子育てワイワイプラン」を策定しました。

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく、次世代育成支援行動計画と、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けられており、計画期間は平成 27（2015）年度から 2024 年度までの 10 か年とし、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の部分については平成 31（2019）年度までの５か年となっています。

⑥西東京市健康づくり推進プラン

西東京市を「全ての市民が、乳幼児期から高齢期までの一生を通じて健やかで心豊かに生活できる活力ある都市（まち）」としていくことをめざし、「西東京市健康づくり推進プラン」が策定されました。この計画は、平成 25（2013）年度から 2022 年度を計画期間とし、国の健康日本 21（第二次）や新たな施策動向等を踏まえながら、「西東京市健康都市宣言」のめざす価値を大切にし、これまでの取り組みをさらに発展させていく改定計画（第２次計画）として策定されています。

○地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）答申内容（平成 29（2017）年９月）

国は、「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられている地域共生社会の実現について、具体的に検討するため、平成 28（2016）年 10 月に「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」を設置し、最終とりまとめを平成 29（2017）年に公表しました。

国では、この最終とりまとめを踏まえ、改正社会福祉法第 106 条の３に基づく指針の策定、地域福祉計画のガイドラインの改定、さらにはその後の「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めています。

最終とりまとめでは、今後の方向性として以下の５つを掲げています。

（１）地域共生が文化として定着する挑戦
（２）「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
（３）専門職による多職種連携
（４）「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造
（５）「点」としての取り組みから、有機的に連携・協働する「面」としての取り組みへ

○「社協・生活支援活動強化方針」～地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言と第２次アクションプラン～（平成 29（2017）年５月）

全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会では、経済的困窮や社会的孤立等の今日的な福祉課題・生活課題の解決に向けて、社協活動のあり方や今後の活動強化の方向性を示した「社協・生活支援活動強化方針」とその具体化を図るための「アクションプラン」を平成 24（2012）年 10 月に策定し、全国各地の社会福祉協議会において取り組みを進めてきました。

その後、介護保険制度、社会福祉法人制度の見直し等、今日の新たな地域福祉施策の再編が進められたことから、これらの動きに対応しながら社協の総合的・横断的な事業展開を図るため、「アクションプラン」の見直しに向けた検討などを行いました。

その結果、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を強化方針の柱とした「第２次アクションプラン」を平成 29（2017）年５月にとりまとめ、各社協において、「第 2 次アクションプラン」に示した取り組みをもとに、地域福祉の推進を図っています。

○東京都地域福祉支援計画（東京都）

東京都では、少子高齢化の急激な進行、高齢世帯や一人暮らし世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化等、地域の状況が変化し続けており、住民が地域で生活していくなかで抱える課題は複雑化・複合化しています。

これらの動向に対応するために、各地域において、行政内部での連携はもとより、地域住民や福祉関係団体等、多様な主体同士がそれぞれ、または行政との連携を進め、分野や世代を超えたきめ細かな相談支援体制を構築することが求められています。

こうしたことから、東京都は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 108 条第１項に規定する都道府県地域福祉支援計画として、東京都地域福祉支援計画を策定しました。この計画は、平成 30（2018）年度から 2020 年度までの３か年を計画期間とし、その間に地域福祉の推進に向けて取り組むべき施策の方向性を明らかにしています。

○東京らしい地域共生社会づくりのあり方について（東京都社会福祉協議会）

国および東京都の施策動向を受け、東京において今後いかにして地域共生社会づくりを進めるべきかをテーマとし、東京都社会福祉協議会では地域福祉推進委員会の下にワーキンググループを設置して検討が開始されました。

検討にあたって、1,350 万人という人口の集中に加え、①多様で多彩な人材や社会資源が集まる大都市東京ならではのあるべき地域共生社会の姿を追求すること、②そのために、行政施策に偏ることなく、住民、社協、社会福祉法人をはじめとする福祉事業者、民生児童委員、ボランティア、ＮＰＯ、企業等、地域社会を構成する多くの関係者が協働し主体的に取り組むべきテーマや視点を明らかにすることが重要であることを意識して、中間報告書が平成 30（2018）年３月にとりまとめられました。

（２）統計データ

① 人口・世帯数の推移

人口の推移を見ると、平成 24 年から平成 26 年にかけて一度減少したものの、年々増加しており、平成 30 年１月１日現在では、201,058 人となっています。

世帯数は平成23年から平成24年にかけて減少したものの、以降は年々増加しています。

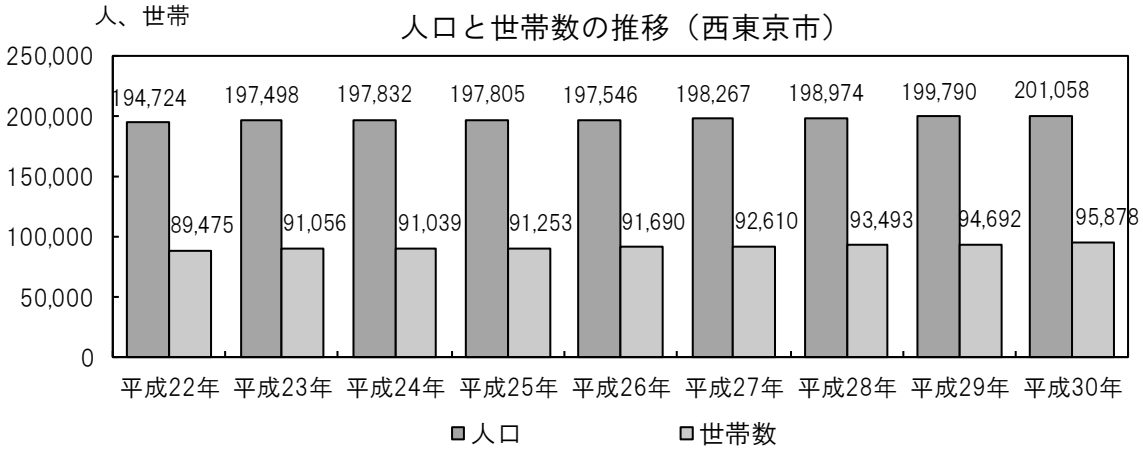

資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年１月１日現在）
統計にしとうきょう（平成 25 年版）（各年１月１日現在）
※人口は、平成 23 年以前は、日本人人口と外国人登録人口の合計
※世帯数についても、外国人人口分を含む（平成 23 年以前は、外国人登録人口による世帯数を合算）

② 一世帯あたり人員の推移

一世帯あたり人員の推移は、平成 25 年以降年々減少傾向にありますが、東京都を上回って推移しています。

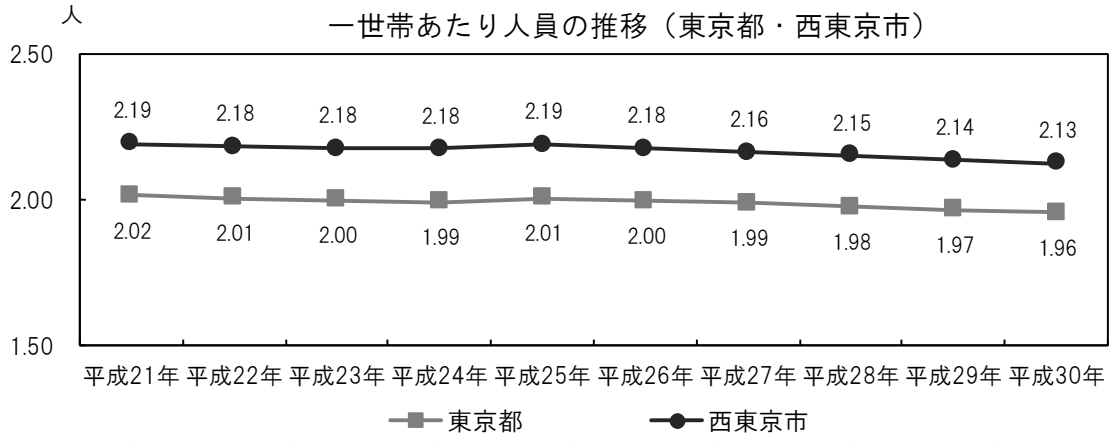

資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年１月１日現在）
※基にした人口、世帯数は日本人住民のみのもの

③ 世帯類型別の状況

世帯類型別世帯数の推移を見ると、単独世帯、核家族世帯ともに増加しています。

世帯類型別の割合を全国・東京都と比較すると、単独世帯の割合が都より少なく、夫婦と子どもから成る世帯の割合が多くなっています。

世帯類型別世帯数の推移（西東京市）

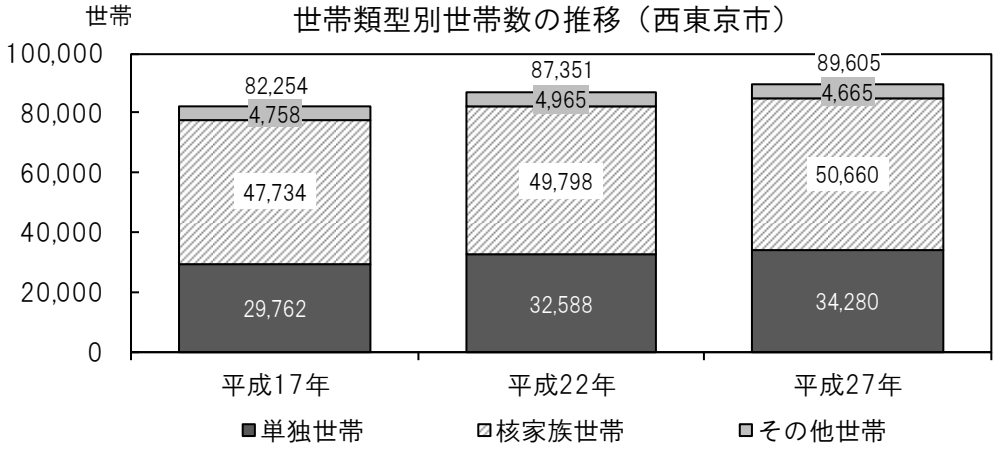

資料：国勢調査（平成 17～27 年）

世帯類型別の割合（西東京市・東京都・全国）

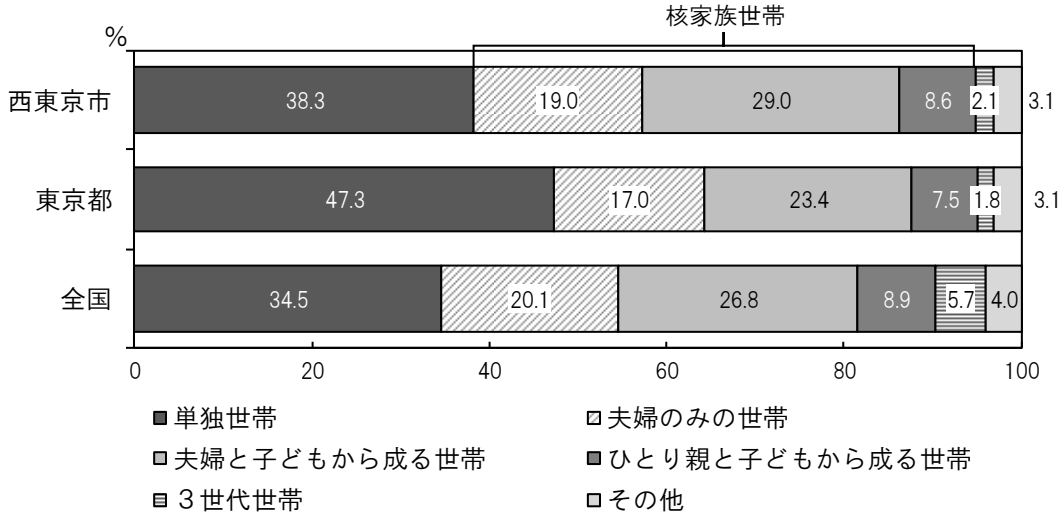

資料：国勢調査（平成 27 年）

④ 人口ピラミッド

人口ピラミッドは、平成 26 年と平成 30 年を比較して大きな変化はなく、35～49 歳の年代が特に多くなっています。

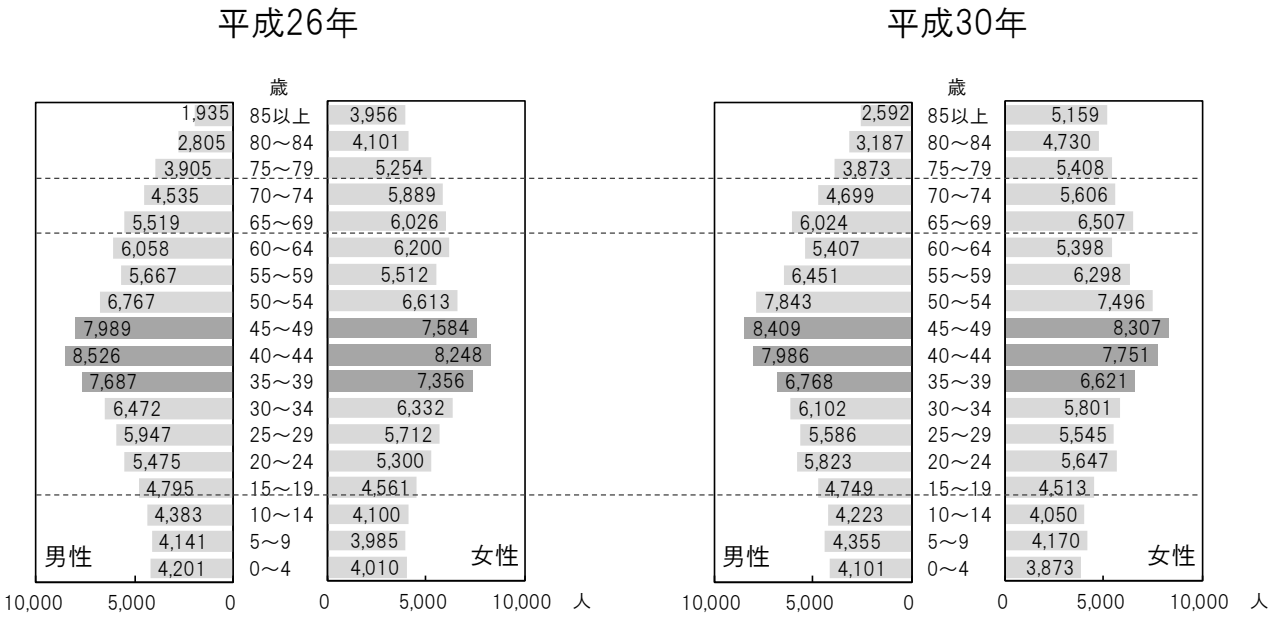

資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年１月１日現在）

※外国人人口分を含む

⑤ 人口３区分別の推移

年齢（３区分）別人口割合の推移を見ると、0～14 歳及び 15～64 歳が減少傾向に、65 歳以上が増加傾向にあり、少子高齢化の進行がうかがえます。

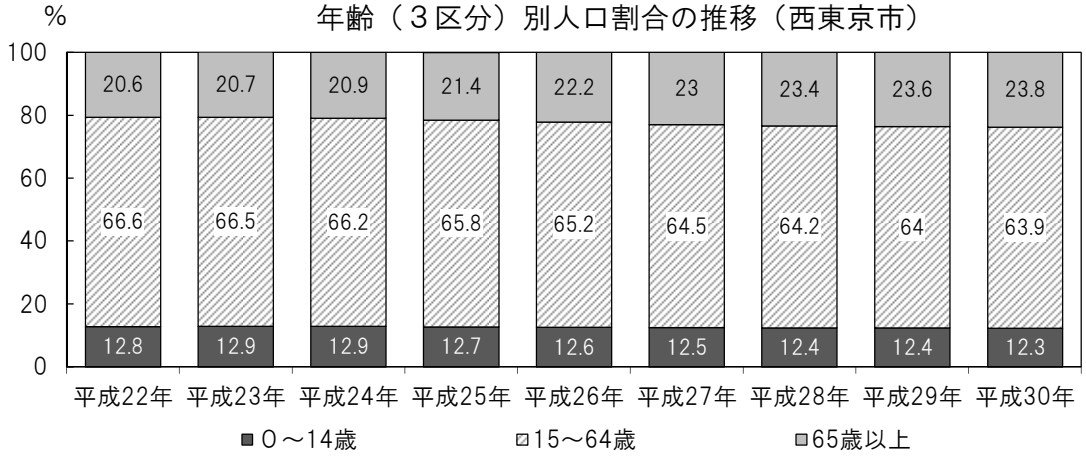

資料：統計にしとうきょう（平成 25 年版、平成 29 年版）（各年１月１日現在）

※平成 24 年度までは外国人が含まれない値

⑥ 合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移を見ると、平成 21 年を除き、東京都の水準を上回って推移しています。また、過去 10 年間で概ね増加傾向にあります。

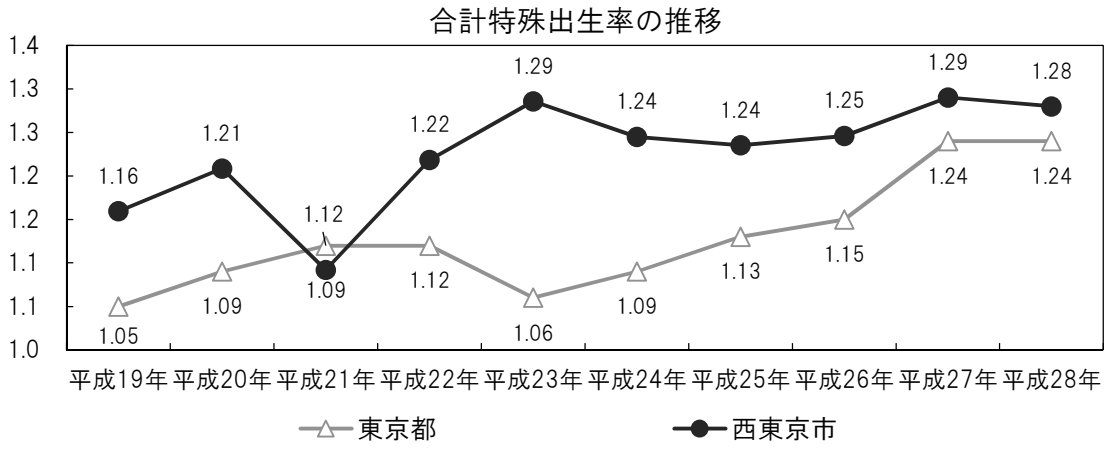

⑦ 平均寿命

西東京市の平均寿命は、男性が 81.4 歳、女性が 88.0 歳となっており、全国・東京都の水準を上回っています。

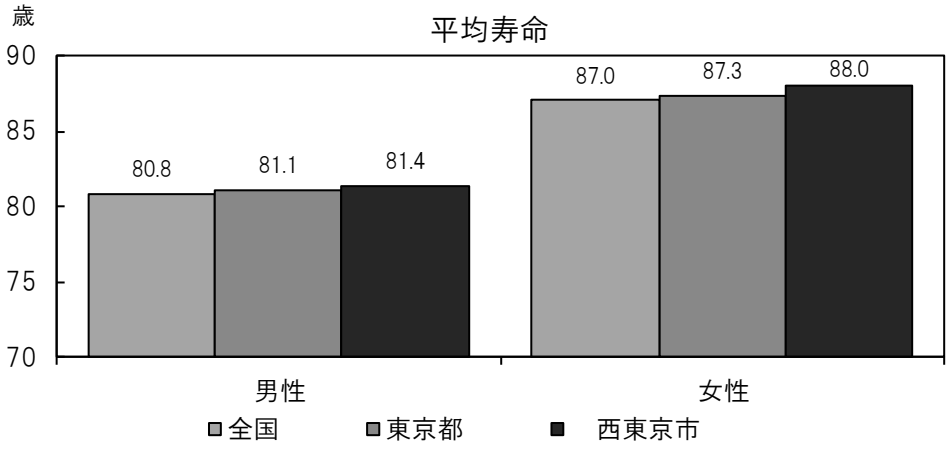

資料：平成 27 年市区町村別生命表

⑧ 地区別の年齢４区分別人口割合

地区別の年齢４区分別人口割合を見ると、0～14 歳は西部地区が 13.2%、15～64 歳は北東部地区が 65.3%、65～74 歳及び 75 歳以上は中部地区が 12.1%、13.2%でそれぞれ他の地区に比べてやや多くなっています。

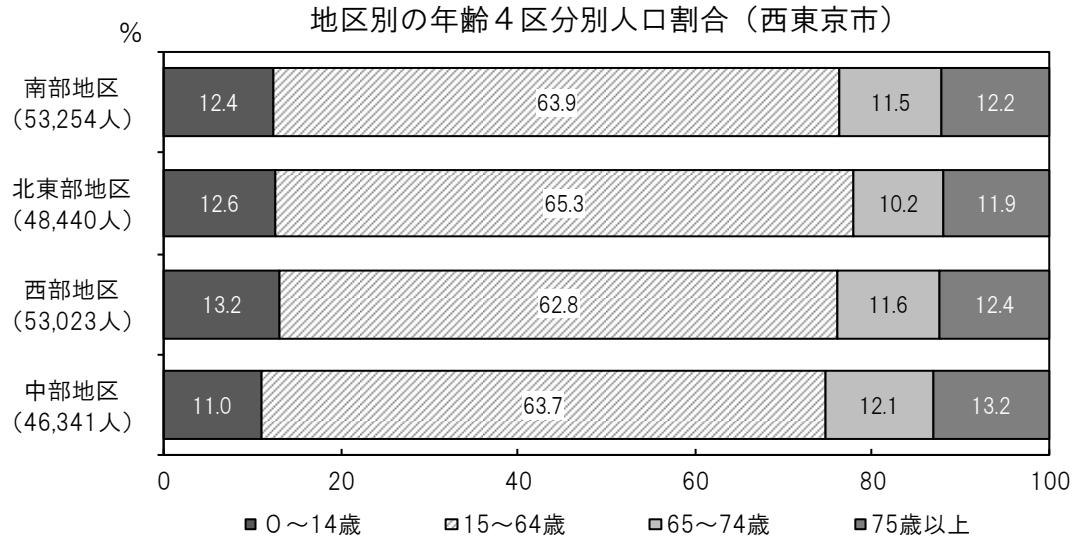

資料：統計にしとうきょう（平成 29 年版）（平成 30 年１月１日現在）

⑨ 外国人の推移

外国人市民の推移を見ると、平成 25 年以降年々増加傾向にあり、平成 30 年で 4,309 人、人口割合は 2.14%となっています。

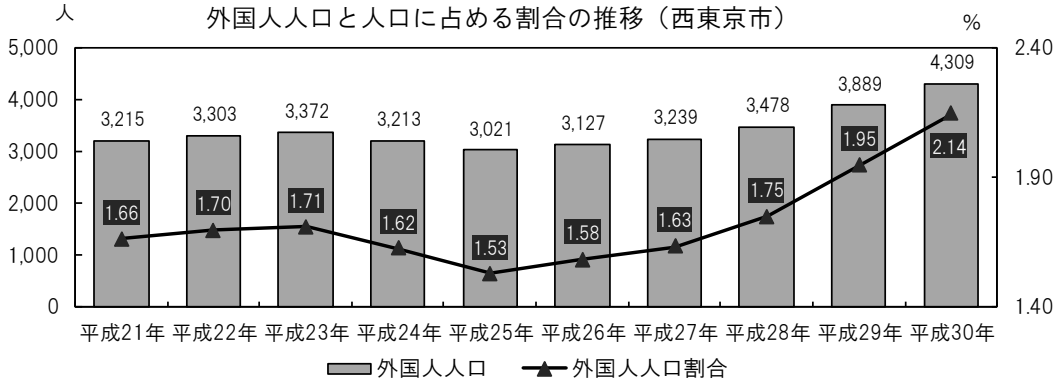

出典：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年１月１日現在）
東京都の外国人人口（各年１月１日現在）

※割合算出時に基にした人口は、日本人住民と外国人住民の合計（平成 23 年以前は、外国人登録人口を合算）

⑩ 高齢化の状況

高齢化率の推移を見ると、平成 27 年時点では 23.3%となっており、今後も増加し、平成 37（2025）年には 25%を超えることが予測されています。

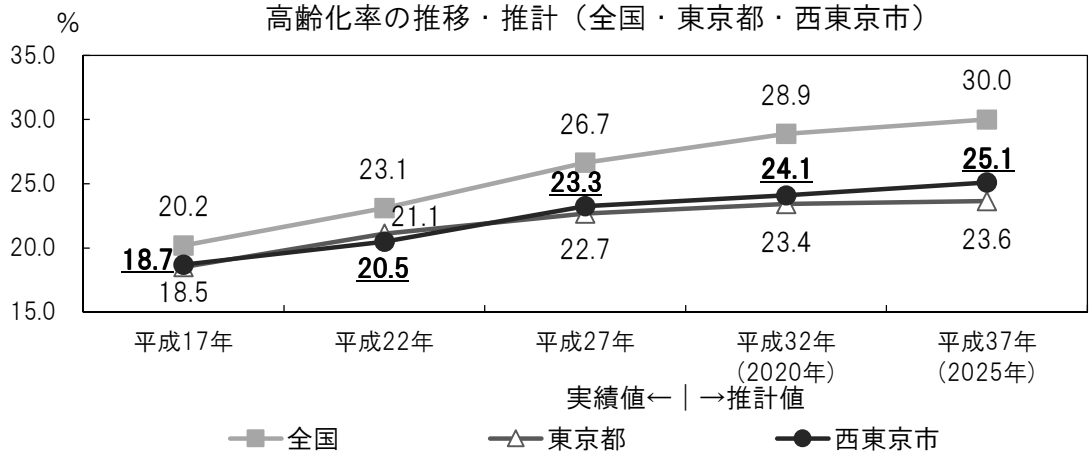

資料：全国…日本の将来推計人口（平成 29 年推計）
東京都…日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）
西東京市…高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第４期、第５期、第６期、第７期）

⑪ 高齢者のみ世帯の状況

一般世帯に占める高齢者のみ世帯の割合を見ると、20.8%となっており、特に高齢夫婦世帯で都よりも多くなっています。

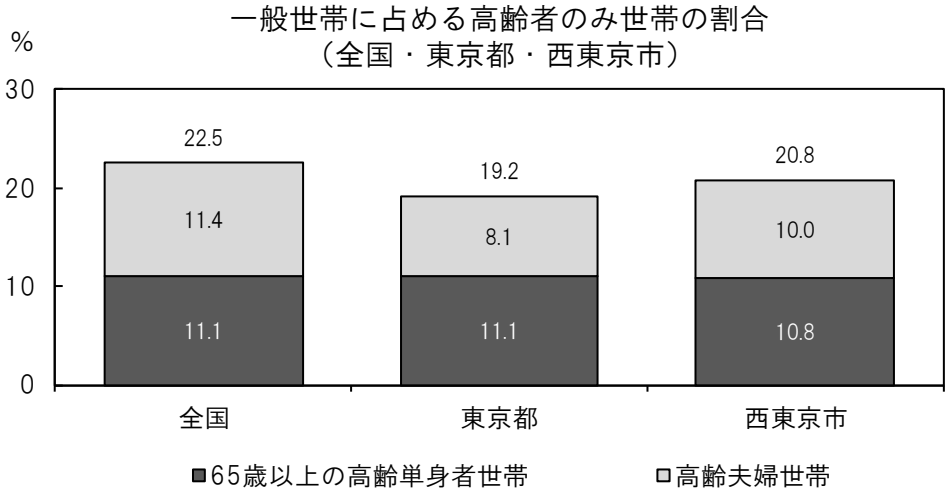

資料：国勢調査（平成 27 年）

⑫ 介護保険の認定状況

要支援・要介護認定者及び認定率の推移を見ると、年々増加傾向にあり、平成 21 年度から平成 29 年度までで 5.4 ポイントの増加となっています。

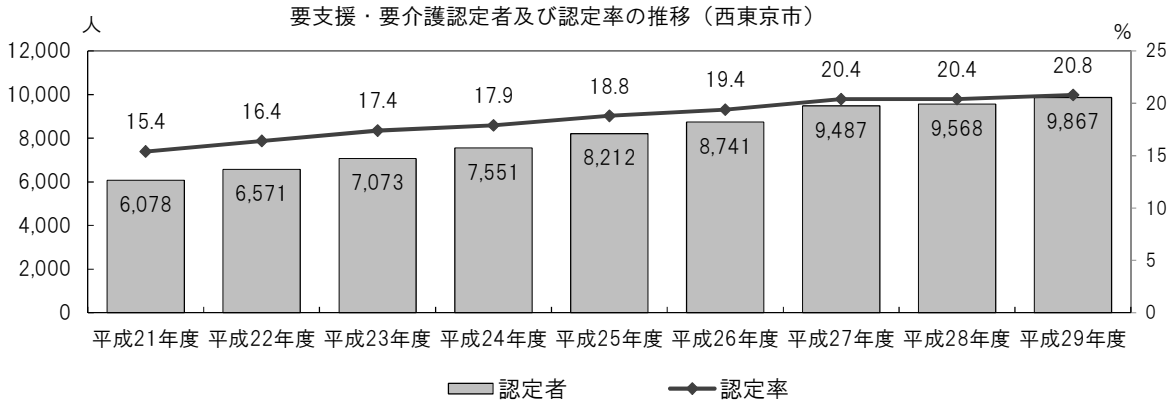

資料：西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第５期、第６期、第７期）

⑬ 障がい者の状況

障害者手帳所持者数の推移を見ると、いずれの手帳所持者も増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳登録者数は平成 20 年度から平成 28 年度までで約 2.2 倍の増加となっています。

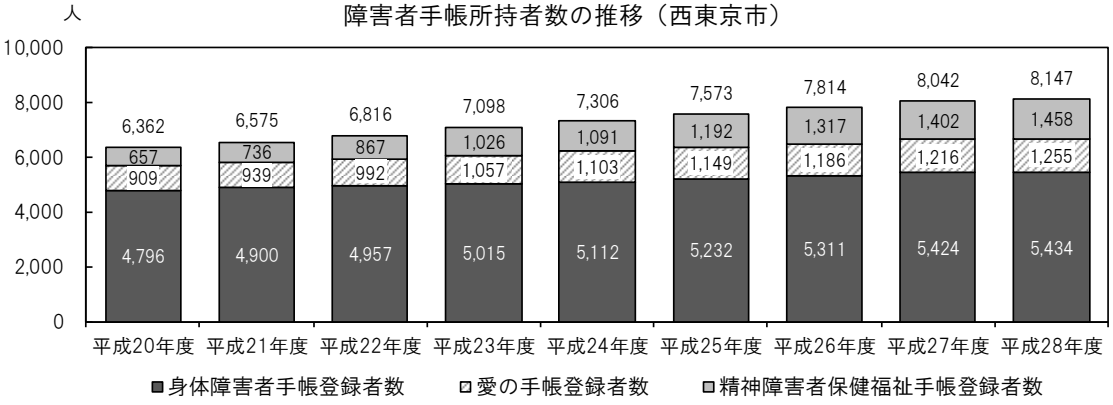

資料：統計にしとうきょう（平成 25 年版、平成 29 年版）（健康福祉部障害福祉課）
資料：西東京市障害者基本計画（平成 26 年度から平成 35 年度まで）
※各年度３月 31 日実績

⑭ 生活保護の状況

生活保護率の推移を見ると、平成 28 年までは年々増加していましたが、平成 29 年ではほぼ横ばいとなっています。

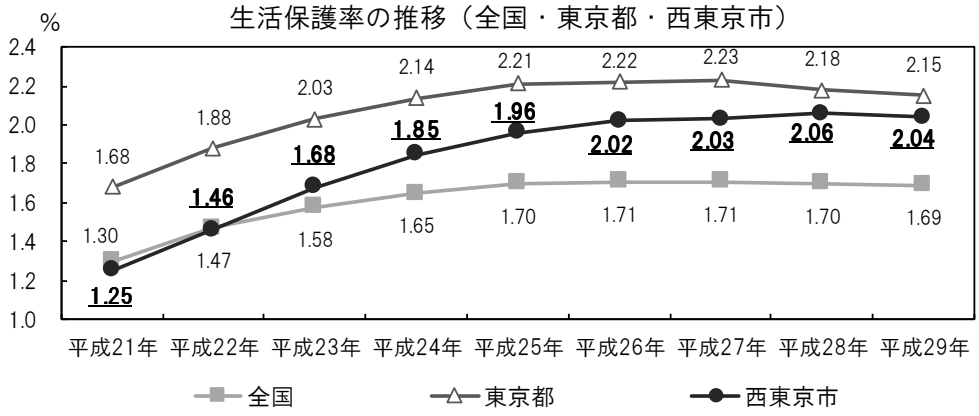

資料：統計にしとうきょう（平成 24 年版、平成 25 年版、平成 29 年版）

（３）市民アンケート調査結果

① 調査の概要

本計画を策定するにあたって、西東京市社協の会員を中心とした市民の福祉ニーズ、課題意識を調査し、実態を把握するためのアンケート調査を実施しました。

●調査地域　西東京市全域

●調査対象　西東京市社協の会員、協力員、事業利用者･協力者、ボランティア登録者、市民活動団体等

●調査方法　調査票を郵送により配布、郵送により回収

●対象者数　1,500 名

	今回調査	【参考】前回調査（H20）
･社協会員	675 名	561 名
･社協協力員	30 名	134 名
･あいあいサービス利用会員	75 人	185 人
･あいあいサービス協力会員	15 人	94 人
･ファミリー･サポート･センターファミリー会員	375 人	―
･ファミリー･サポート･センターサポート会員	45 人	―
･ふれまち住民懇談会世話人	45 人	―
･ほっとネット推進員	60 人	―
･ささえあいネットワーク訪問協力員	60 人	―
･西東京市市民協働推進センター「ゆめこらぼ」登録団体	30 団体	98 団体
･ボランティア･市民活動センター登録者、団体	90 件	501 団体

●調査期間　平成 29(2017)年9月 19 日～10 月 24 日

●配布･回収状況

	配布数	回収数	白表 無効票	有効 回収数	有効 回収率
今回調査	1,500	810	0	810	54.0
【参考】前回調査(H20)	2,000	817	1	816	40.8

▼地域福祉活動計画策定のための市民アンケート調査結果（PDF：1.07MB）

※サイトへの接続、利用には、パケット通信料が発生します。

http://www.n-csw.or.jp/files/6815/4953/0440/2017nishitokyosyakyo-questionnaire.pdf

② 結果の概要

【問 10】あなたは普段、ご近所の方とどの程度のお付き合いをされていますか。（あてはまるもの１つに○）

○「困った時に相談や助けを求めることができる」が微減しているものの、「打ち明け話ができる」「立ち話で世間話をする」は増加しているほか、「顔は知っているが、あいさつはしない」「顔もわからない」は１％未満となっている。

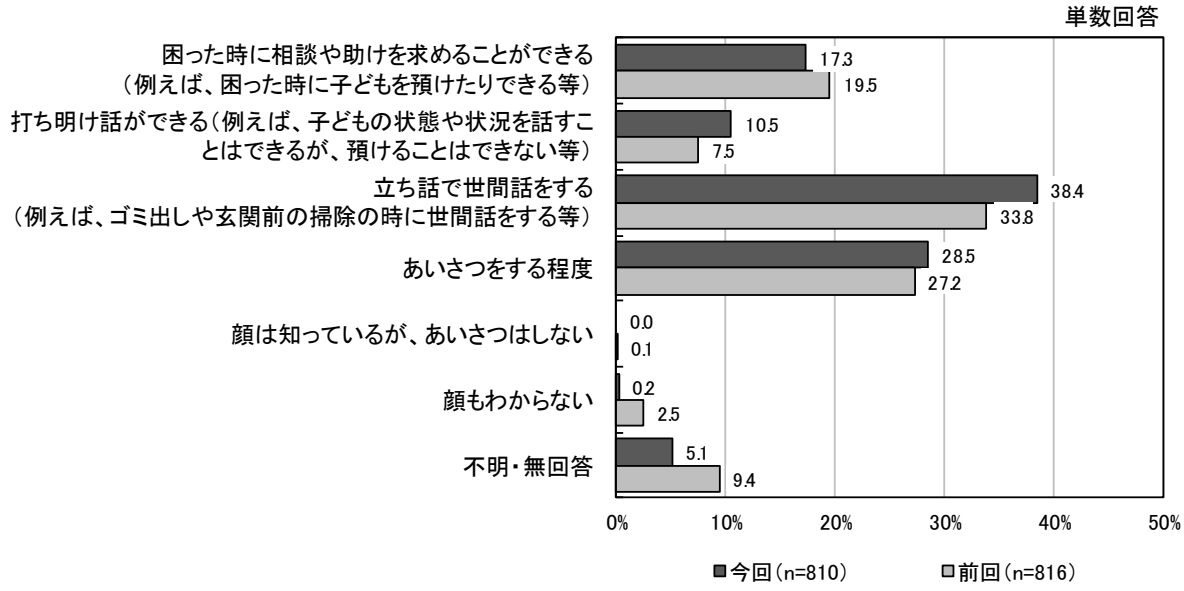

【問 11】あなたが考える「地域」の範囲とは、次のどれですか。（あてはまるもの１つに○）

○「町内会・自治会」が減少し、「隣・近所」及び「町」が増加している。

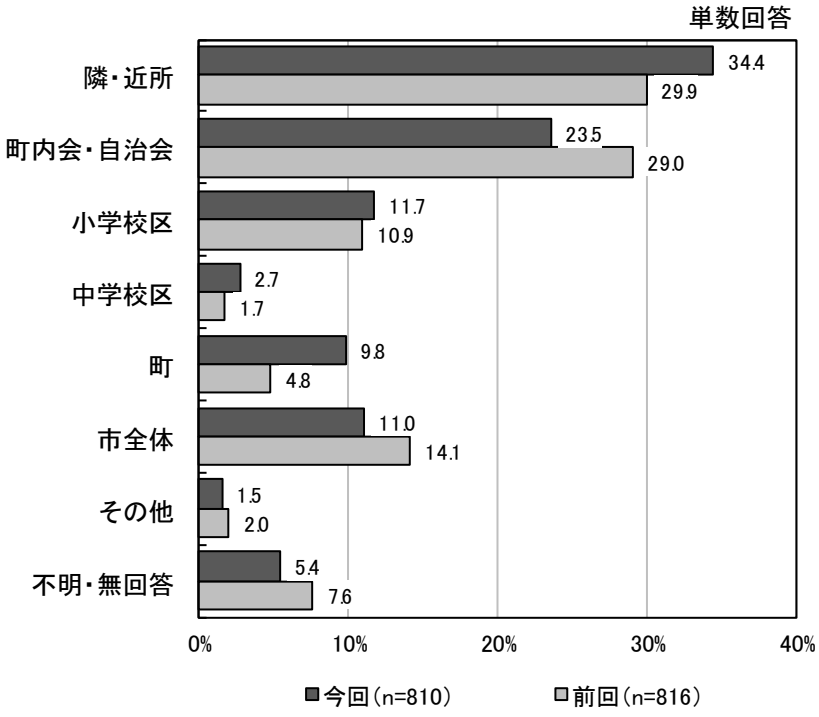

【問 12】あなたがお住まいの地域についておたずねします。あなたがお住まいの地域では、どのような問題があると感じていますか。(それぞれの項目で、あてはまるものすべてに○)

○いずれの項目でも「災害時の不安」「防犯」が高くなっており、対象に捉われず地域に住む全ての人の安心・安全が求められていることがうかがえる。

○「地域での孤立・見守り」「地域での交流・社会参加」もいずれも上位にあり、近年、孤立死や子育て家庭の孤立化が社会問題となっているなかで、全ての人が地域とのつながりをもつことの重要性がうかがえる。

○高齢者に関すること【ア】について、「介護」「医療・健康」「福祉サービスに関する情報」が他の項目に比べて順位が高くなっている。高齢者が地域で生活するための、医療・介護・福祉サービスの充実が求められていることがうかがえる。一方で、若干ではあるが問題とする意識が減少していることは、課題が徐々に解消されていることがうかがえる。

○障がい児・者に関すること【イ】について、「周囲の理解」「個人が抱える将来の不安」「就労」が他の項目に比べて順位が高くなっている。地域の障がいへの理解の浸透や居住・就労等の地域で生活していくための支援が求められていることがうかがえる。

○子どもに関すること【ウ】について、「道路・交通環境」が他の項目に比べて順位が高くなっており、乳幼児を連れた外出や子どもの登下校等に際する道路・交通環境の充実を求めることがうかがえる。また、「虐待」「生計・生活困窮」が他の項目に比べて順位が高くなっている。

n=810	ア. 高齢者に関すること		イ. 障がい児・者に関すること		ウ. 子どもに関すること	
1位	○災害時の不安	44.1%	○災害時の不安	23.1%	○防犯	16.8%
2位	○介護	33.8%	○地域での孤立・見守り	17.4%	○災害時の不安	14.9%
3位	○地域での孤立・見守り	24.4%	○周囲の理解	16.5%	○地域での孤立・見守り	14.2%
4位	○防犯	23.3%	○地域との交流・社会参加	15.1%	○地域との交流・社会参加	12.6%
5位	○地域との交流・社会参加	22.7%	○個人が抱える将来の不安	14.0%	○道路・交通環境	11.1%
6位	○医療・健康	20.2%	○就労	11.5%	○相談する場	8.5%
7位	○福祉サービスに関する情報 ○道路・交通環境	17.9%	○外出手段	11.0%	○虐待	7.4%

【問 13】あなたご自身についておたずねします。あなたご自身が地域で暮らしていくうえで、どのようなことにお困りですか。(下欄へ、一番困っていることを１つお書きください)

○地域でのつながりや交流について、近所付き合いの程度【問 10】の結果とは反対に近所とのつながりが薄い人も一定数いることがうかがえる。
○災害時の不安について、災害発生時の対応が不明確であることや、隣近所の助け合いの関係が構築できていないことがうかがえる。
○生活環境について、道路環境の改善や公共交通の充実を求められている。特に公共交通の充実については、自家用車をもたない高齢者の移動手段の確保が求められている。
○福祉サービス・介護について、当事者が受けることができる支援やサービスを把握しきれていないことがうかがえる。
○子育て支援や子どもの居場所について、遊び場の充実や保育の充実が求められている。

【問 14】西東京市が安心して暮らせるまちとなるための「何かよいアイディア」等があれば、ご自由にお書きください。

○地域でのつながりや交流について、自治会の活性化や地域の組織の連携強化、活動の活性化と、それらから生まれるつながりを見守り活動につなげていくことが求められている。
○緊急時の対応について、情報発信の充実や助け合いの関係性の充実が求められている。
○福祉サービスについて、手続きの簡素化や介助者・介護者の心身の負担軽減が求められている。
○情報提供について、多様な機会を通じた情報発信が求められている。
○相談について、気楽に何でも相談できる窓口や関係づくりが求められている。
○生活環境について、道路環境の整備、移動手段の確保等が求められている。
○防犯について、安全な道路環境の整備や地域レベルの見守り活動が求められている。

【問 17】第三次西東京市地域福祉活動計画で定めた以下の活動について、あなたが地域で生活するうえで、必要な取り組みだと思いますか。(上位３つに○)

○「誰もが立ち寄れる雰囲気のある居場所をつくる」「さまざまな交流のきっかけをつくる」「一緒に活動できる機会をつくる」が上位となっている。住民の地域活動の活性化に向け、より多くの人が参加しやすく、より地域に密着し地域の実情に応じた交流機会の創出が求められている。

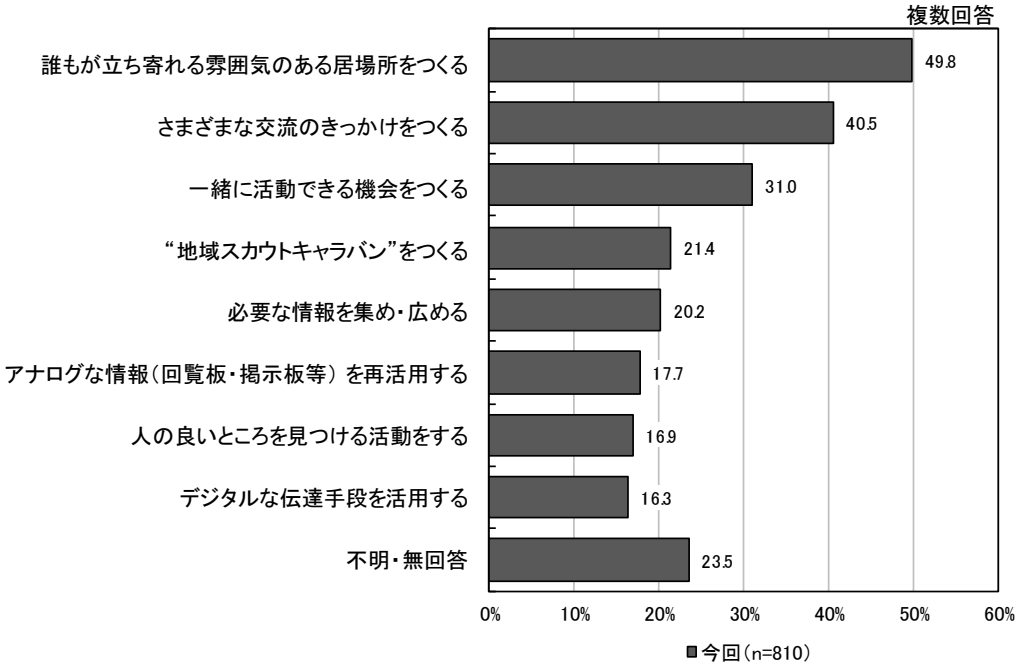

【問 18】西東京市社会福祉協議会が、より活発な地域福祉活動を推進するために、今後、どのようにしたら一人でも多くの方のご協力をいただけると思われますか。(あてはまるものすべてに○)

○「西東京市社会福祉協議会や地域の福祉について理解してもらえるように広報力を強化し、認知度を高める」「西東京市社会福祉協議会や地域の福祉について町内会・自治会等への説明を行う」は、前回調査から減少しているものの第２位・第３位となっている。

○「商店、企業等への協力依頼を行う」が、性別では女性が、年代別では 50 歳代が、地区別では南部が高くなっており、地域に根付く商店・企業も巻き込みながら地域福祉活動を活性化していくことも重要となっている。

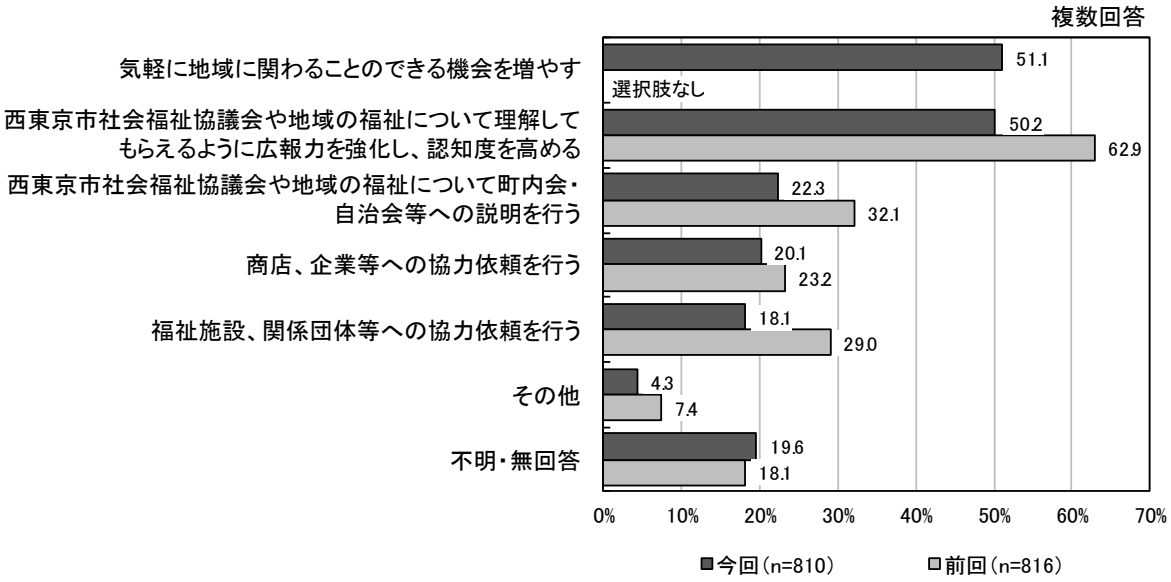

（４）地域福祉に関するアンケート調査

① 調査の目的

本調査は、「第４期西東京市地域福祉計画」の策定にあたり、市民の方の近所付き合いやボランティア活動、地域福祉活動等に関する状況や要望を把握するため実施しました。

- 調査設計

種類	①一般市民	②民生委員・児童委員
対象	市内在住の 18 歳以上の市民より無作為抽出	全民生委員・児童委員
配布回収	郵送配布、郵送回収	民生委員・児童委員会議にて配布、郵送回収
調査期間	11 月6日～11 月 27 日	

- 回収結果

種類	①一般市民	②民生委員・児童委員	計
配布	2,500 件	140 件	2,640 件
回収	1,270 件	137 件	1,407 件
回収率	50.8%	97.8%	53.3%

▼地域福祉に関するアンケート調査結果（PDF：1.56MB）

※サイトへの接続、利用には、パケット通信料が発生します。

http://www.n-csw.or.jp/files/6215/4953/0430/2017nishitokyoshi-questionnaire.pdf

② 結果の概要

問 24　あなたが、地域で暮らす中で困ったときは、誰（機関）に相談したいと思いますか。 （○はあてはまるもの全て）

地域で暮らす中で困ったときの相談相手については、「家族・親戚」が 70.7%と最も多く、次いで「市役所」が 46.8%、「友人・知人」が 45.2%となっています。

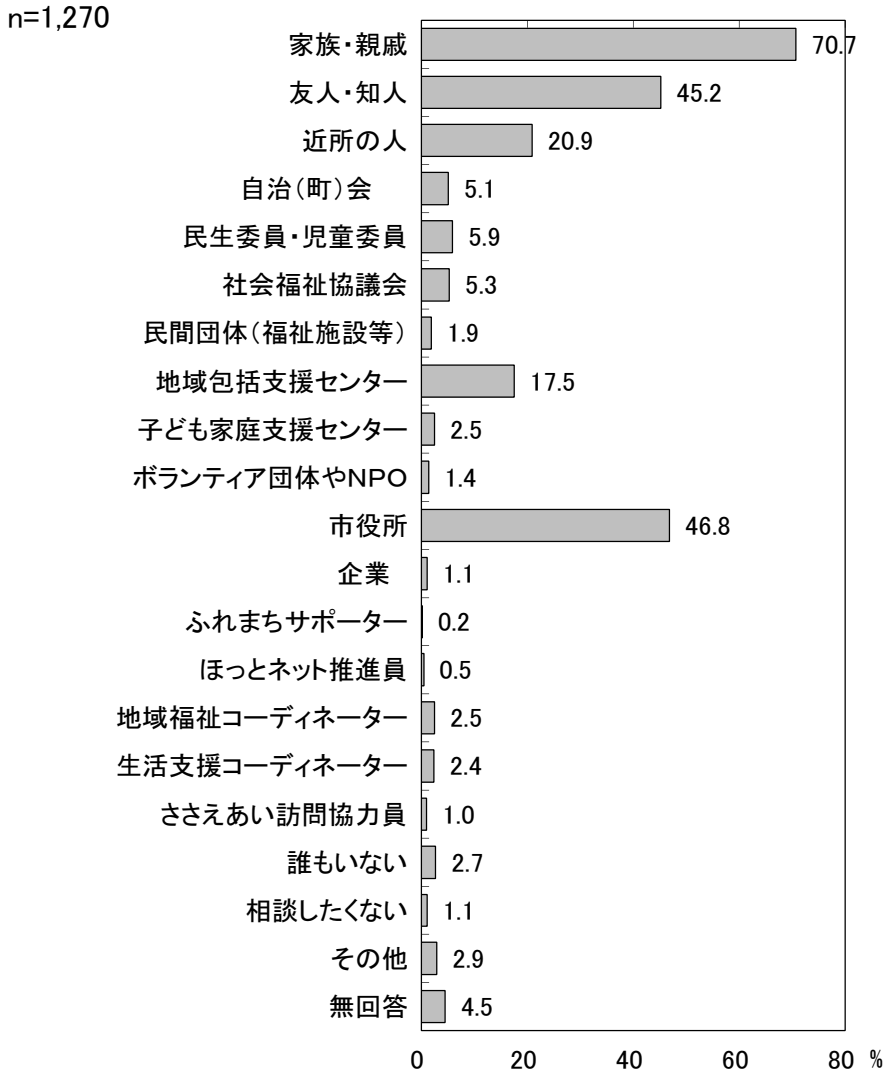

問 25　あなたが、地域で暮らす中で、実際に相談したことがある窓口はどこですか。（問 24 の選択肢を参考にお書きください）また、相談してよかったこと（解決できたこと、相談してよかった機関名・団体名等）があればお書きください。

実際に相談したことがある窓口としては、「市役所」が 99 件、「地域包括支援センター」が 72 件と特に多く、次いで、「社会福祉協議会」が 12 件、「家族・親族」が 11 件、「友人・知人」が 10 件と続いています。

相談窓口	件数
市役所	99
地域包括支援センター	72
社会福祉協議会	12
家族・親族	11
友人・知人	10
民生委員・児童委員	8
近所の人	7
介護保険事業所	7
弁護士無料相談・市民相談	6
子ども家庭支援センター・児童館	5
警察	5
自治（町）会	3
障害者相談支援センター・障害者総合支援センター	3
議員	3
消費者センター	2
その他	11

問 32　あなたは、安心して暮らせるまちのために、住民参加の取り組みとしてどのような活動が重要だと思いますか。（○はあてはまるもの全て）

安心して暮らせるまちのために、住民参加の取り組みとしてどのような活動が重要だと思うかについては、「地域での声かけ、見守り活動」が 50.9%と最も多く、次いで「災害時に助け合うための関係づくり」が 48.5%、「防犯活動」が 45.7%となっています。

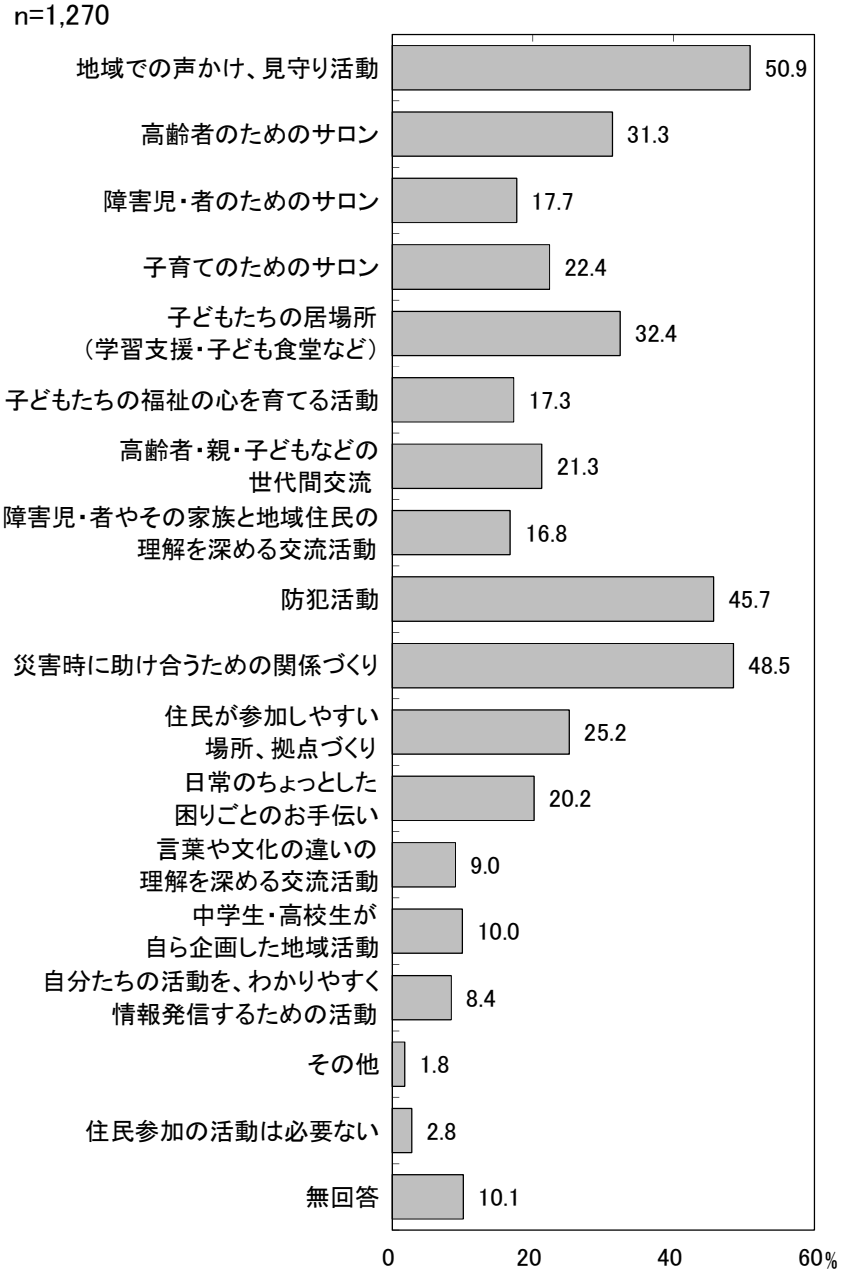

問 33　上記（問 32）のような住民参加の取り組みを進めるにあたって、何が必要だと思いますか。（○はあてはまるもの全て）

住民参加の取り組みを進めるにあたって、必要だと思うことについては、「活動を支える協力者」が 50.6%と最も多く、次いで「活動の資金」が 31.7%、「活動者・協力者間の交流・相談の場」が 29.5%となっています。

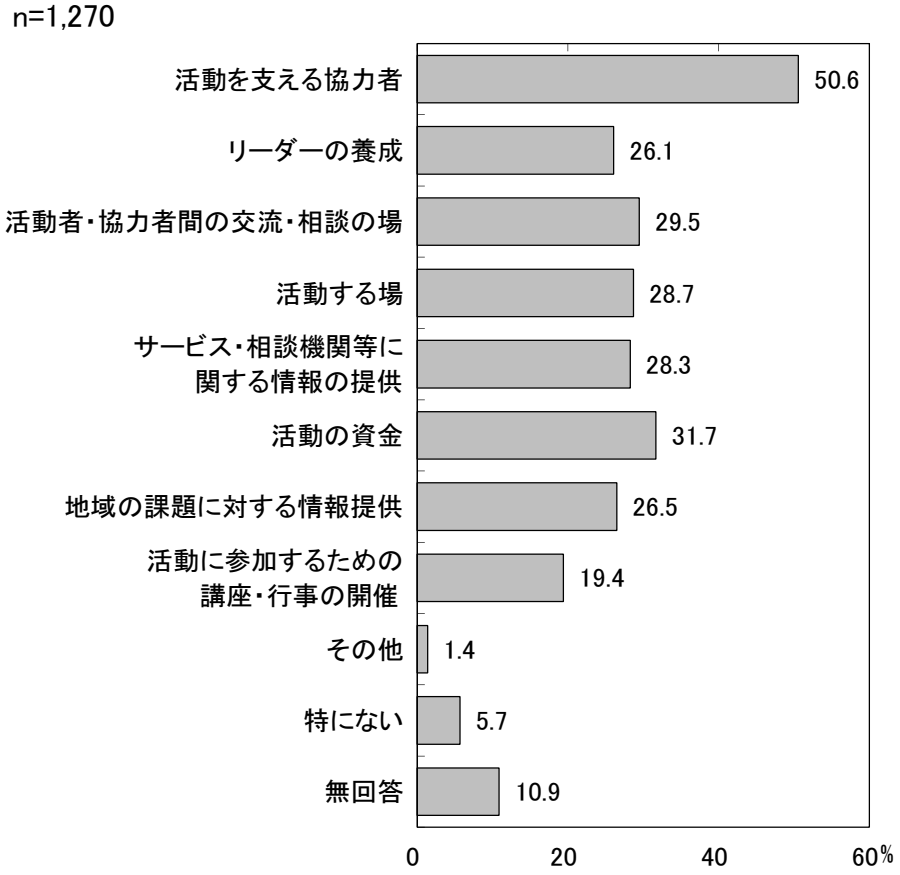

（５）保健、医療、福祉関係者懇談会の実施概要

本計画の策定にあたり、地域活動者を含む専門職の視点からみた地域福祉に関わる課題を抽出し、その課題に向けた意見を計画に反映させるために保健、医療、福祉関係者懇談会を開催しました。

参加者に事前アンケート調査票を配布・回収し、福祉ニーズや社会福祉協議会に期待すること等をうかがいました。その内容をもとに、懇談会を行うにあたっての３つのテーマを設定しました。

テーマ１　生活に困窮している人への支援について
テーマ２　相談・アウトリーチについて
テーマ３　地域における交流・居場所について

＜参加者（15 名）＞
子ども家庭支援センター、保育園、養護施設、児童センター、地域活動者、
高齢者センター、地域包括支援センター、施設ケアマネジャー、
地域活動支援センター、就労支援センター、移動サービス事業所、
在宅療養連携支援センター、教育委員会、医療ソーシャルワーカー

＜社協事業担当（６名）＞
ほっとネットステーション、地域サポート「りんく」、ふれあいのまちづくり、
生活サポート相談窓口、権利擁護、在宅福祉サービス、ファミリー・サポート・センター

	実施内容
ステップ１	**気になる相談、課題や増えていると感じている相談、課題の抽出** ・グループをつくり、テーマごとに「最近、利用者・家族の問題で、気になる相談、課題や増えていると感じている相談、課題」についての話し合い
ステップ２	**制度上のサービスで解決できない利用者・家族の問題の洗い出し** ・話した相談、課題の中から、特に「制度上のサービスで解決できない利用者・家族の問題」を全員で話し合いながら決定
ステップ３	**課題の解決に向けた取り組みの検討** ・椅子で外側の輪と内側の輪をつくり、課題解決に向けた取り組みを、内側の輪にいるメンバーを入れ替えながら、自由に話し合い

▼保健、医療、福祉関係者懇談会結果（PDF：716KB）
※サイトへの接続、利用には、パケット通信料が発生します。
http://www.n-csw.or.jp/files/3815/4953/0412/2017hokeiiryofukushikondankai.pdf

（６）地区懇談会結果の概要

本計画の策定にあたって、地域で生活、活動する市民（市民・ほっとネット推進員・民生児童委員・地域包括支援センター・ささえあい訪問協力員・ふれあいのまちづくり・青少年育成会・自治会・PTA 等）目線での、地域の現状や課題、解決アイデア等を話し合っていただくことを目的に、西東京市と合同で地区懇談会を実施しました。

■参加状況

地区	対象地域	回	日付	参加者数
西部	西原町･緑町･谷戸町･芝久保町･ひばりが丘	第1回	1/16(火)	22
		第2回	1/23(火)	中止(天候不順)
		第3回	1/30(火)	23
北東部	富士町･中町･東町･ひばりが丘北･栄町･北町･下保谷	第1回	1/17(水)	24
		第2回	1/24(水)	20
		第3回	1/31(水)	18
中部	田無町･北原町･保谷町･泉町･住吉町	第1回	1/18(木)	26
		第2回	1/25(木)	20
		第3回	2/1(木)	18
南部	南町･向台町･新町･柳沢･東伏見	第1回	1/19(金)	27
		第2回	1/26(金)	25
		第3回	2/2(金)	25
全地区合同		第4回	2/16(金)	80

第１回から第３回は４圏域ごとに実施し、発表会（第４回）は４圏域合同で行いました。

	実施内容
第1回	**オリエンテーション／課題の抽出** 活動を通じて感じる現状や課題を抽出する ･全体で、簡易ワールドカフェで意見出し ･グループごとに、課題をフセンに書いて整理
第2回	**解決アイデアの検討①** それぞれの課題について、解決のアイデアを話し合う ･全体で、簡単な事例共有 ･グループごとに、解決アイデアを出し、フセンを第1回の課題分類ごとに分類
第3回	**解決アイデアの検討②　発表準備** 市や社協に手助けしてほしいことを話し合い、発表準備をする ･グループごとに、第2回のアイデアについて、その中で市や社協の手助けが必要なことについて話し合い、フセンを追加 ･全体で、特に重要だと思うテーマを選択 ･発表者の決定
発表会（第4回）	**発表** 圏域ごとに発表し、結果を共有する ･1回目から3回目の内容をまとめ、発表

▼地区懇談会結果（PDF：1.70KB）

※サイトへの接続、利用には、パケット通信料が発生します。

http://www.n-csw.or.jp/files/7215/4953/3011/2018nishitokyochikukondankai.pdf

① 圏域ごとの結果

各圏域で挙げられた地域の困りごとは、次のとおりとなります。

西部圏域

A班
- みんなの意識
- 地域力が弱い・近所つき合いが少ない
- コミュニティの活性化が重要
- SOSを発信する力と受けとめる力
- 居場所が必要
- 交通弱者への支援
- 道がわかりづらい

B 班
- 空き家
- 相談先がわからない
- 移動手段
- 子どもたちの成長をさまたげている
- 環境の変化
- 自転車の乗り方
- つながりがない・担い手がいない
- 高齢化

C 班
- ハード面での整備
- 交通マナーモラルの問題
- 高齢化による問題点
- 活動の継続が大事
- 場所がない
- イベント、集まりの充実が必要・交流が必要
- 情報がいき届かない
- 移動手段がない

圏域としての困りごと

①みんなの意識醸成が必要

②交流が重要

③相談先がわからない

④情報が行き届かない

北東部圏域

A班
- 災害時の孤立が心配
- 地域のつながりが希薄化している
- 自治会のあり方に課題がある
- 困りごとがわからない
- 地域の活動が十分に知られていない
- ボランティアの不足
- 参加者の固定化
- 交通の便が悪く買い物や通院が不便

B 班
- バリアフリー化
- 隣近所のつながりがない
- 地域の居場所が少ない
- ハード面の不足
- 情報の不足
- 交通手段の不足
- 買い物難民

C 班
- 近所付き合いがない
- 交通の便が悪い・買い物が不便
- 子育て施策の不足
- 行政のPR不足
- 自治会は必要？
- 居場所の提供
- 個人情報保護の弊害
- 市は計画性を！

圏域としての困りごと

①つながりが減り、特に災害時の孤立が心配

②地域の居場所が少ない・わからない

③交通の便が悪く、買い物や通院が大変

中部圏域

A班

・行きやすい交流の場づくり
・参加したくなる内容づくり
・支援が必要な人の対応
・地域の情報を知る機会が少ない
・福祉意識
・担い手

B 班

・自治会が減っている
・地域の人との関わりが希薄
・孤立している人がいる
・関わり方がわからない
・SOSの発信ができない

C 班

・自治会、町内会の維持が難しい
・地域のつながりが希薄
・居場所づくりの進め方
・地域の困りごと、人が見えてこない
・地域の人材づくり
・人のあつめかた
・災害時の対応

圏域としての困りごと

①交流の場の減少と参加者の固定化

②地域のつながりと自治会の低迷

③活動の担い手不足（人材の発掘）

南部圏域

A班

・買い物難民
・情報の共有化不足
・近所づきあい
・環境整備
・災害
・ケアラーズカフェ
・家族支援
・制度の狭間

B 班

・生活難民
・情報が届かない
・災害時における知識の共有
・ご近所づきあい、自治会
・地域の子ども達とのかかわり方
・「ひとりぐらし」の方への支援・「認知症」への理解
・地域活動へのサポート
・行政に考えてほしい事

C 班

・公共交通整備不足・近所の店不足
・情報弱者・専門機関の情報発信不足・拠点の認知不足
・自治会がない・地域活動の困難さ
・高齢者
・近所のつながり不足
・コミュニケーション
・若い人
・防災・防犯

圏域としての困りごと

①近所付き合いが薄れている

②情報発信の不足

③災害時の知識共有

④交通の不便さ・生活難民